

## 福井県における河野村漁業協同組合の資源管理協定

協定発効日 令和5年12月20日

(目的)

第1条 本協定は、越前町漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）による自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

| 区分  | 水域        | 水産資源の種類               | 漁業の種類   |
|-----|-----------|-----------------------|---------|
| (1) | 南越前町糠海域   | ブリ、マダイ、ヒラメ、クロマグロなどの魚類 | 小型定置網漁業 |
| (2) | 南越前町河野海域  | ブリ、マダイ、ヒラメ、クロマグロなどの魚類 | 小型定置網漁業 |
| (3) | 南越前町河野海域  | ブリ、マダイ、ヒラメ、クロマグロなどの魚類 | 小型定置網漁業 |
| (4) | 南越前町糠海域   | ブリ、マダイ、ヒラメ、クロマグロなどの魚類 | 大型定置網漁業 |
| (5) | 南越前町河野海域  | ブリ、マダイ、ヒラメ、クロマグロなどの魚類 | 大型定置網漁業 |
| (6) | 南越前町甲楽城海域 | ブリ、マダイ、ヒラメ、クロマグロなどの魚類 | 大型定置網漁業 |

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

クロマグロ 資源管理基本方針別紙第2-1、第2-2に定める目標

ヒラメ 福井県資源管理方針別紙第3-2に定める資源管理の目標

マダイ 福井県資源管理方針別紙第3-3に定める資源管理の目標

ブリ 福井県資源管理方針別紙第3-7に定める資源管理の目標

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるいずれかの内容を行うものとする。

| 第2条<br>の区分 | 取組内容  |
|------------|---|
| (1)        | <ul style="list-style-type: none"><li>・12月～2月の間に1ヶ月以上の連続した休漁(網の陸揚げ)を実施する。</li><li>・漁業収入安定対策補助金交付等要綱(平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知)別添2(3)に規定する太平洋クロマグロ漁獲量の大幅削減措置を行う(強度な資源管理)。</li></ul>   |
| (2)        | <ul style="list-style-type: none"><li>・1月から2月の間に10日間以上の連続した休漁(網の陸揚げ)を実施する。</li><li>・漁業収入安定対策補助金交付等要綱(平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知)別添2(3)に規定する太平洋クロマグロ漁獲量の大幅削減措置を行う(強度な資源管理)。</li></ul>  |
| (3)        | <ul style="list-style-type: none"><li>・12月から3月の間に10日間以上の連続した休漁(網の陸揚げ)を実施する。</li><li>・漁業収入安定対策補助金交付等要綱(平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知)別添2(3)に規定する太平洋クロマグロ漁獲量の大幅削減措置を行う(強度な資源管理)。</li></ul> |
| (4)        | <ul style="list-style-type: none"><li>・1月から3月の間に1ヶ月以上の連続した休漁(網の陸揚げ)を実施する。</li><li>・漁業収入安定対策補助金交付等要綱(平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知)別添2(3)に規定する太平洋クロマグロ漁獲量の大幅削減措置を行う(強度な資源管理)。</li></ul>   |
| (5)        | <ul style="list-style-type: none"><li>・1月から3月の間に1ヶ月以上の連続した休漁(網の陸揚げ)を実施する。</li><li>・漁業収入安定対策補助金交付等要綱(平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知)別添2(3)に規定する太平洋クロマグロ漁獲量の大幅削減措置を行う(強度な資源管理)。</li></ul>   |
| (6)        | <ul style="list-style-type: none"><li>・1月から3月の間に1ヶ月以上の連続した休漁(網の陸揚げ)を実施する。</li><li>・漁業収入安定対策補助金交付等要綱(平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知)別添2(3)に規定する太平洋クロマグロ漁獲量の大幅削減措置を行う(強度な資源管理)。</li></ul>   |

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、福井県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認は、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとする。

| 第2条<br>の区分 | 履行確認における証拠書類等          |
|------------|------------------------|
| (1)        | 荷受・仕切伝票、休漁票、放流野帳、実施報告書 |
| (2)        | 荷受・仕切伝票、休漁票、放流野帳、実施報告書 |
| (3)        | 荷受・仕切伝票、休漁票、放流野帳、実施報告書 |
| (4)        | 荷受・仕切伝票、休漁票、放流野帳、実施報告書 |
| (5)        | 荷受・仕切伝票、休漁票、放流野帳、実施報告書 |
| (6)        | 荷受・仕切伝票、休漁票、放流野帳、実施報告書 |

第6条 全ての参加者は、漁業法（以下「法」という。）第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を福井県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に福井県資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第7条 第5条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び福井県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、福井県資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について福井県資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び福井県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第9条 第13条第1項の全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間（令和5年12月20日から令和10年12月19日まで）とする。

(協定の変更及び廃止)

第11条 本協定の変更があった場合は変更認定申請を、軽微な変更があった場合、又は廃止した場合は届出を福井県に行うものとする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第12条 法第126条第1項の規定に基づき福井県知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第13条 資源管理には漁業秩序の維持が前提となるため、当該地区はもとより関係する漁業者間で定めた規程を遵守することとする。

2 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和5年12月20日から施行する。